

令和8年度(2026年度)熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱

制定 令和8年(2026年)4月3日 市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けて費用が増加している社会福祉施設等の負担軽減を図り、安定的な福祉サービスの提供を確保するため、令和8年度(2026年度)熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金(以下「支援金」という。)を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、熊本市内に住所を有し別表1から別表4の事業種別の欄に掲げる事業のいずれかを実施する施設等の事業者(ただし、別表3に掲げる里親については、熊本市内に住所を有さない者を含む。)であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 支援金の申請日時点で事業の廃止又は休止を行っていないこと(届出を行わない事実上の廃止又は休止を含む。)
- (2) 令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間に事業を運営した(入所系(里親)にあつては委託(一時保護の場合を除く)を受けて児童を養育した)日数が30日以上あること。
- (3) 国又は地方公共団体の運営でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 交付対象施設等の役員または使用人が熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94条)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。
- (6) 業務上の行為により法令に違反し、令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間に、行政処分を受けていないこと(所管する交付対象施設等を含む)。

(対象経費)

第3条 交付対象となる経費は、別表1から別表4の対象経費欄に掲げる経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とし、令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの期間に生じたものとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、予算の範囲内において、別表1から別表4の事業種別欄に掲げる事業に応じ、交付基準額欄に掲げる額とする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業者は、令和8年度(2026年度)熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)を書面または当該書面等に係る電磁的記録にて市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、支援金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付の決定を行い、令和8年度(2026年度)熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な支給を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付の決定をするものとする。

3 市長は、申請に係る書類等に形式上の不備があると認めるときは、当該申請をした事業者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることがある。この場合において、当該相当の期間内に事業者が補正を行わなかったときは、市長は、当該申請が取り下げられたものとみなすことがある。
(関係書類の整備)

第7条 支援金の交付決定を受けた交付対象者は、この支援金の対象経費の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(調査及び報告)

第8条 市長は、支援金の適正な支出に必要があるときは、交付対象者に対し、必要な調査、報告その他必要な措置を求めることができるものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付対象者に係る交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 交付対象者としての要件を満たさなくなった場合

(2) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付を受けた場合

(支援金の返還)

第10条 市長は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 支援金の返還に係る費用については、事業者の負担とする。

(違約加算金)

第11条 事業者は、第9条の規定による取消しを受け、支援金の返還を請求されたときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 前項の規定により違約加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を請求された支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された支援金の額に充てられたものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年(2026年)4月3日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年(2027年)3月31日限り、その効力を失う。

3 第7条から第11条までの規定は、前項の規定に関わらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表1 高齢者福祉施設等

区分	事業種別	交付基準額	対象経費
入所系	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項） 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第8条第22項） 介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項） 介護医療院（介護保険法第8条第29項） （介護予防）短期入所生活介護（空床型利用を除く。）（介護保険法第8条第9項、同法第8条の2第7項） （介護予防）短期入所療養介護（空床型利用を除く。）（介護保険法第8条第10項、同法第8条の2第8項） （介護予防）認知症対応型共同生活介護（介護保険法第8条第20項、同法第8条の2第15項） 養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4） 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6） 	<ul style="list-style-type: none"> 定員19人以下 192,000円/か所 定員20～39人 636,000円/か所 定員40～69人 1,188,000円/か所 定員70～89人 1,740,000円/か所 定員90人以上 2,184,000円/か所 	需用費（食材費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、委託料（給食に係るものに限る。）
	<ul style="list-style-type: none"> 有料老人ホームのうち、特定施設（介護保険法第8条第11項）又は地域密着型特定施設（介護保険法第8条第21項）ではないもの 	<ul style="list-style-type: none"> 定員19人以下 96,000円/か所 定員20～39人 312,000円/か所 定員40～69人 588,000円/か所 定員70～89人 864,000円/か所 定員90人以上 1,092,000円/か所 	
通所系	<ul style="list-style-type: none"> 通所介護（介護保険法第8条第7項） （介護予防）通所リハビリテーション（介護保険法第8条第8項、同法第8条の2第6項） 地域密着型通所介護（介護保険法第8条第17項） （介護予防）認知症対応型通所介護（介護保険法第8条第18項、同法第8条の2第13項） 介護予防通所サービス（介護保険法第115条の45第1項第1号ロ（介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「実施指針」という。）第2の4の(2)に規定する通所型サービスB及びCを除く。）） 	<ul style="list-style-type: none"> 通常規模型 （延利用者750人以下/月） 132,000円/か所 大規模型 （延利用者751人以上/月） 276,000円/か所 	
	<ul style="list-style-type: none"> （介護予防）小規模多機能型居宅介護（介護保険法第8条第19項、同法第8条の2第14項） 看護小規模多機能型居宅介護（介護保険法第8条第23項） 	276,000円/か所	
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護（介護保険法第8条第2項） （介護予防）訪問入浴介護（介護保険法第8条第3項、同法第8条の2第2項） （介護予防）訪問看護（介護保険法第8条第4項、同法第8条の2第3項） （介護予防）訪問リハビリテーション（介護保険法第8条第5項、同法第8条の2第4項） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第8条第15項） 夜間対応型訪問介護（介護保険法第8条第16項） 居宅介護（介護予防）支援（介護保険法第8条第24項、同法第8条の2第16項） 介護予防訪問サービス（介護保険法第115条の45第1項第1号イ（実施指針第2の4の(1)に規定する訪問型サービスB、C及びDを除く。）） 	96,000円/か所	

別表2 障がい者福祉施設等

区分	事業種別	交付基準額	対象経費
入所系	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第10項） 福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1項第1号） 医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第1項第2号） 短期入所（障害者総合支援法第5条第8項） 共同生活援助（障害者総合支援法第5条第18項） 宿泊型自立訓練（障害者総合支援法第5条第12項） 	<ul style="list-style-type: none"> 定員19人以下 192,000円/か所 定員20～39人 636,000円/か所 定員40～69人 1,188,000円/か所 定員70～89人 1,740,000円/か所 定員90人以上 2,184,000円/か所 	需用費（食料費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、委託料（給食に係るものに限る。）
通所系	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護（障害者総合支援法第5条第7項） 自立訓練（機能訓練）（障害者総合支援法第5条第12項） 自立訓練（生活訓練）（障害者総合支援法第5条第12項） 就労選択支援（障害者総合支援法第5条第13項） 就労移行支援（障害者総合支援法第5条第14項） 就労継続支援A型（障害者総合支援法第5条第15項） 就労継続支援B型（障害者総合支援法第5条第15項） 基準該当生活介護（平成18年基準省令第171号第94条） 基準該当就労継続支援B型（平成18年基準省令第171号第203条） 児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第2項） 放課後等デイサービス（児童福祉法第6条の2の2第4項） 	<ul style="list-style-type: none"> 定員35人以下 132,000円/か所 定員36人以上 276,000円/か所 	
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談支援（障害者総合支援法第5条第19項） 特定相談支援（障害者総合支援法第5条第19項） 障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2第7項） 居宅介護・重度訪問介護（障害者総合支援法第5条第2項、第3項） 同行援護（障害者総合支援法第5条第4項） 行動援護（障害者総合支援法第5条第5項） 就労定着支援（障害者総合支援法第5条第16項） 自立生活援助（障害者総合支援法第5条第17項） 居宅訪問型児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第7項） 保育所等訪問支援（児童福祉法第6条の2の2第6項） 	96,000円/か所	

別表3 児童福祉施設等

区分	事業種別	交付基準額	対象経費
入所系	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設（児童福祉法第41条） ・乳児院（児童福祉法第37条） ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（児童福祉法第6条の3第8項） ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）（児童福祉法第6条の3第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員5～11人 132,000円/か所 ・定員12～25人 252,000円/か所 ・定員26～45人 504,000円/か所 ※対象期間中に新規開設した施設等については、営業期間に応じて按分するもの。	需用費（食材費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、委託料（給食に係るものに限る。）
	・母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	84,000円/か所	
	・里親（児童福祉法第6条の4に規定する者のうち熊本市の養育里親名簿若しくは養子縁組里親名簿に登録されている者又は同法同条第3号に基づき熊本市長が適当と認めたる者）	24,000円/世帯	
通所系	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育施設（児童福祉法第6条の3第13項、病児保育事業実施要綱（雇児発0717第12号）及び熊本市病児・病後児保育事業実施要綱に基づき事業を実施する施設） ・保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第35条第4項の認可をうけている施設） ・幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園） ・幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく施設） ・保育所型認定こども園（児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、認定こども園法第3条第1項の認定をうけている施設） ・幼稚園型認定こども園（認定こども園法第3条第2項に基づく施設） ・地域型保育事業所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に掲げる事業を行う事業所） ・認可外保育施設（児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第34条の15第2項若しくは同法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（児童福祉法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含み、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く） 	72,000円/か所	需用費（食材費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、委託料（給食に係るものに限る。）
	<ul style="list-style-type: none"> ・定員19人以下 72,000円/か所 ・定員20～59人 240,000円/か所 ・定員60人以上 432,000円/か所 		

別表4 保護施設等

区分	事業種別	交付基準額	対象経費
入所系	・救護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項）	1,032,000円/か所	需用費（食材費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、委託料（給食に係るものに限る。）

様式第1号(第5条関係)

令和 年 月 日

令和8年度(2026年度)熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書

熊本市長 (宛)

申請者(法人名):

住所:

代表者:

標記について、下記のとおり支援金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

支援金額

円 (内訳は別表のとおり)

※里親の場合は別表不要

1. 裏面の誓約事項を確認し、全て満たすことを誓約します。

2. 振込口座

熊本市が交付する令和8年度(2026年度)熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金の請求を熊本市 課長に委任します。また、上記支援金の支払については、下記口座名義人の預金口座への振込を依頼します。

金融機関名		
支店名		
預金種目	当 座 ・ 普 通	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		

※口座名義が申請者の「役職名」及び「申請者名」と異なる場合は「委任状」が必要です。

誓約事項

1. 申請者は、交付要綱第2条に規定する交付対象者の要件を満たしています。

※第2条

- (1) 支援金の申請日時時点で事業の廃止又は休止を行っていないこと(届出を行わない事実上の廃止又は休止を含む。)
- (2) 令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間に事業を運営した(入所系(里親)にあつては委託(一時保護の場合を除く。)を受けて児童を養育した)日数が30日以上あること。
- (3) 国又は地方公共団体の運営でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 交付対象施設等の役員または使用人が熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94条)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。
- (6) 業務上の行為により法令に違反し、令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間に、行政処分を受けていないこと(所管する交付対象施設等を含む。)

2. 交付対象施設等は、令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの間に30日以上の実態があり、物価高騰の影響を受けて費用が増加しています。また、熊本市が実施する他の支援制度を利用しても、なお費用の増加分に足りません。
3. 申請内容に虚偽はありません。虚偽が判明した場合は、交付された支援金の返還に応じます。
4. 申請者は、交付要綱第7条に定める関係書類等の保管を確実にします。

(様式1 別表)

No.		施設・事業所名称	住所	区分	定員	支援金額	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
合計							

様式第2号(第6条関係)

発 第 号
年 月 日

住所
申請者
代表者

熊本市長

令和8年度(2026年度)熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった令和8年度(2026年度)熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金については、令和8年度(2026年度)熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条の規定により、下記のとおり交付決定するので、通知します。

記

- 1 補助事業等の名称 令和8年度(2026年度)熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金
- 2 支援金の額 円
- 3 交付要綱の条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が支援金の交付を不相当と認めるときは、交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を減じ、又は既に交付されたものについて返還を命ずることがある。
- 4 監査委員が必要と認めるときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 5 市長が必要と認めるときは、地方自治法第221条第2項及び交付要綱第8条の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。